

藩鎮體制と直屬州

日野開三郎

緒言

唐代安史の亂の勃發から五代を経て宋初に至る中國の歴史を動かしたものは藩鎮で、藩鎮を知らずして此の時代を論ずるは無謀と云ふも過言でない。軍政・民政・財政は勿論、一般社會經濟の研究に至る迄、藩鎮を無視して業績を求めるることは望み難く、此の期間は正に藩鎮時代として扱はるべきものである。此の藩鎮體制と相容れない關係に在つたものが直屬州であり、従つて直屬州は藩鎮體制の盛衰消長と表裏し、藩鎮研究の上に見逃す可からざる重要な問題をなしてゐる。本稿は直屬州の發展と藩鎮體制の崩壊との進展關係を、主としてその現象面に於いて究明せんとしたものである。

一 地方行政制度と藩鎮

安史の亂を機として、それ迄邊境にのみ置かれてゐた節度使が内地の要域にも置かれ、節度使の置かれないとには必ず都團練使・都防禦使・經略使の何れかが置かれた。節度使は必ず觀察使を兼ね、又觀察使は都團練・都防禦・經略諸使の何れかを兼ね、更に都團練・都防禦・經略の諸使も極く少數のものを除く外殆んど觀察使を兼ねてゐた。節度・都團練・都防禦・經略の諸使は何れも武職であり、格式の面で高下はあつたが、募兵・訓練・動員・作戦等軍事一切に關する強大な權限を委

ねられた方面の最高軍司令官であることに變りは無かつた。觀察使は民政・財政に關する強大な權限を握つてゐた文官職である。節度等の諸使は觀察使との兼任によつて方域の軍民財三種を握る強大な軍閥に發展した。所謂藩鎮、或は方鎮とはかうした諸使を指す。

藩鎮の領域を道と云ふ。唐初の十道とは違つた道である爲め、彼は區別して藩鎮の領域を藩道と呼ぶこととする。一藩道は最少二州以上、多きは數十州より成つてゐた。⁽¹⁾ 冊府元龜卷四 邦計部・戸籍門・元和二年十二月の條に依れば、史官李吉甫が作つた元和國計簿には天下の方鎮四九、州二九五、縣一、四五四とあつたと云ふから、一藩道は平均六州三十縣弱となる。藩帥は藩道内の最要州に治してその州の長を兼ねてゐた。藩帥の治州を會府・大府などと云ひ、その他の領州を支郡・巡屬等と云つた。州の長官は刺史と云ひ、勿論文官であつた。道内の諸軍は支郡内に駐屯するものまで悉く藩兵として藩帥に直屬するのが原則であつたが、中には州兵を擁する所も少くなく、かかる州の刺史は防禦使・團練使・鎮遏使・防遏使等の武職を兼ねて州兵を率ゐてゐた。防禦使・團練使の格式は刺史より高く、鎮遏使・防遏使の格式は低かつたので、防禦使・團練使兼任の刺史は防禦使刺史・團練使刺史とは云はないで、單に防禦使・團練使と云ひ、鎮遏使・防遏使兼任の者は單に刺史と云ふのが通例であつた。勿論、辭令等の正式な呼び方では完稱してゐた。⁽²⁾ 騎藩の武力彈壓に成功した憲宗は元和十四年に藩軍の統轄體制を改革し、藩帥の直轄軍は會府一州内のものに限定し、支郡内のものはその支郡州長の統轄に移し、藩帥は支郡州長を通じて間接に藩道内の全軍を總轄することとした。從つて各州長は何れも一州の全兵力を掌握する軍司令官として、同じく會府一州の兵力を直轄するにすぎなくなつた藩帥と、その直轄兵力の點で等格的となつた。但し藩道内の全軍は藩帥に總轄せられてゐたのであるから、支郡州長が藩帥の指揮下におかれることには變りない。支郡州長は防禦使・團練使又は知軍事等の職をかねて兵を率ゐ、知軍事兼任の州長は單に刺史と稱するのが通例となつてゐた。つまり元和十四

年以後の防禦使・團練使・刺史は何れも一州の兵民兩權を掌握する支郡州長の名稱に外ならなかつた。尤も驕藩の中には藩帥の統帥權を弱める元和十四年の改革に従はないものが居たが、それも徐々に減じ、五代には此の統轄體制が完全に實施せられてゐた。唐末の混亂期に入ると、藩鎮懷撫の方便として觀察使・都團練使・都防禦使・經略使を悉く節度使に昇格し、藩鎮は節度使一色となつた。又藩帥は軍人・群盜・自衛團・騎兵等が實力を以て克ち取り、名義的に朝廷の辭令を受けるにすぎなかつたので、憲宗頃には多くあつた儒士の藩帥は消え失せ、すべて武人のみとなつた。同様に州の長官もすべて武人の占める所となつた。⁽⁴⁾ その爲め元來は文官であつた刺史が防禦使・團練使に次ぐ州長の武官名に轉化した。會府の州長は必ず刺史であつたが、藩帥が兼任する定めであつたので、實際は節度使が州長であつた。

唐は強大な藩鎮の跋扈を抑へる爲めに機會ある毎に藩の分割や支郡の削減を行ひ、藩の細分化、從つて増設をはかつた。勿論、それは屢々藩鎮の抵抗反撃を受け、失敗に終つたこともあるが、唐末迄の百餘年間に徐々に細分化が進み、唐末の大混亂期を経て五代時代に入ると、全中國が多數の獨立國に分裂して各國の規模が小さくなつたことと相俟つて、藩道は大いに狭まり、概ね二三州、多きも四五州程度となつた。五代の全領州百十州前後が四十餘藩に分れ、一藩道の平均は三州未満で、大唐の元和初年に比し半分以下となつてゐた。

藩鎮體制下の諸州は原則として何れかの藩に屬せしめられ、從つて地方行政は中央→道→州→縣の體系を以て運營せられ、五代に入ると州に直屬する「鎮」と呼ばれる新な行政區劃が現れたので、中央→道→州→鎮となつてゐた。州縣官は中央の任免に繋つてゐたが、それは辭令の面での形式に止まり、實質的には藩帥に隸屬し、藩帥によつて動かされてゐた。從つて州縣は藩領化し、藩帥は支郡に對する封領的支配の上に立つて強大な軍閥的勢力を培ひ飛揚跋扈してゐた。つまり藩鎮跋扈の弊は州の藩領的隸屬に大きな關係を有つてゐたのである。宋がその弊害の甚しきに鑑み、藩鎮を廢して中央集權的な

新制度をたてたことは周知の如くで、その結果、州は唐初の如く再び中央に直屬せしめられることとなつた。

二 藩鎮體制と州の直達・直下

藩鎮體制の下における中央の政令布達は必ず藩鎮を通して州に、州から縣又は鎮に傳へられ、逆に地方から中央への具申も必ず右の順序を下から上に辿つてゐた。藩鎮が内地に列置せられる以前の州はすべて中央に直屬し、中央の政令は直ちに州へ、州の具申は直ちに中央へ届けられてゐた。此の直接下達を直下と云ひ、直接上奏を直達・專達・專奏などと云つてゐた。⁽⁶⁾

直達・直下が完全に認められた州はつまり中央への直屬州であり、藩領たる諸州は直達・直下を禁ぜられ、必ず藩鎮を經由しなければならなかつた。但し巡屬と雖も直達・直下の例外が全く無かつたわけでは無く、特定の事項に限つて直達又は直下が認められてゐることもあつた。巡屬と中央との結びつきの強化、即ち直達・直下關係の擴大は、その管域に對する封領的支配の強化に惠念してゐた藩鎮に取つては頗る好ましからざることであり、逆に抑藩振朝に努力してゐた中央に取つては是非とも促進したい所であり、從つて藩鎮時代を一貫して深刻な對立を續けてゐた中央と藩鎮との關係はそのまま直達・直下の問題に反映してゐた。直達・直下を挿む中央と藩鎮との對立關係は藩鎮時代を通じて續いてゐるが、唐代と五代以後とではその様相に可成りの相違がある。尙直達・直下の完全に認められた州は直屬州であり、從つて直達・直下と直屬州とは切離し得ないものであるが、説明の順序として先づ直達・直下から取上げ、逐次直屬州に及ぶこととし、便宜上唐代と五代以後とに分つて考說することとする。

I 唐代の直達・直下

唐初の州はすべて直屬であつた。即ち直達・直下が完全に行はれてゐたのである。それが藩鎮の巡屬として斷ち切られ、

藩領的地位に成り下つたのは、唐朝がその必要を認めて法的に定めたものでは無く、藩鎮が安史の亂のために衰弱した唐朝の弱味に乘じその意志に反して實力的に克ち取つた結果である。州が直屬より巡屬に轉落し、直達・直下を失つた過程の大様は次の如くである。

玄宗の時十道按察使をおき、やがてこれを十五道採訪處置使と改め、道内州縣官の非違怠慢に對する刺舉の任に當らせてゐたが、州長たる刺史は己れが中央に舉奏せられることを恐れて州政の一切を巨細に拘らず採訪使の指示に仰ぎ、その爲め採訪使は事實上の一一道の行政長官に發展して行つた。安史の亂の勃發後、藩鎮の内地列置に即應する爲め、肅宗の乾元元年、十五道採訪處置使を罷め、新に藩道單位の觀察處置使を置き、藩帥の兼任として引續き管内州縣官の刺舉に當らせた。即ち法制的に見た觀察使は行政長官では無く、只管内州縣官を刺舉する權限を與へられてゐたに止まり、從つて州は法制上依然として中央に直屬し、直達・直下の關係を完全に保持してゐる筈のものであつた。然し一面に於いて既に事實上の行政長官となつてゐた採訪使の後身としてその傳統を引継ぎ、又一面に於いて藩道單位に改められ藩帥の兼任制とせられた觀察使は、既に強力な軍閥に成長しつつあつた藩鎮の實力を通して事實上の行政長官として絶大な權限を振ひ、管内諸州を封領化して中央への直屬を斷ち、直達・直下を實力的に遮断して行つた[?]。そしてそれは年と共に慣行法的な權威を積み重ねて公的制度化してゐた。白氏長慶集卷四策林「人之困窮由君主奢欲の項に

蓋以。君主之命行於左右。左右頒於方鎮。方鎮布于州牧。州牧達于縣宰。縣宰下於鄉吏。鄉吏傳於村胥。然後至於人。とある如く、皇帝→宰相→藩鎮→州→縣の行政體系が總て法的な制度なりとして時人に受け容れられてゐた。

直達・直下は州の中央への直屬を意味し、その遮断は直屬關係の消滅を意味する。直達・直下を斷たれ直屬關係を喪つた刺史以下の州縣官は藩鎮が觀察使として掌握する管内官吏の刺舉殿最權に屈服せざるを得ず、いはば直達・直下の遮断は藩

鎮の支郡に對する支配權強化の基本條件をなすものであつた。「朝廷に奉事すと云ひ乍ら實際はその法令を用ひず、官爵・甲兵・租賦・刑殺に至る迄皆自ら之れを專らにす」と表現せられてゐる程の專政權を領内に振つてゐた驕藩の權力もすべて直達・直下の收奪の上に立つて伸張擴大せられてゐたものに外ならぬ。藩鎮を抑壓して朝權を恢復せんとする唐朝が法規的には尙存續してゐた唐初以來の直達・直下、即ち州の直屬關係の實現に努力し、觀察使の權限を刺舉殿最の本來的な線に復元せしめんとするは當然であり、又驕豪の藩鎮が必死に既得權を保持擴大せんとするのも必然であつて、中央と藩鎮との對抗は直達・直下問題に深刻に反映してゐた。最後にその歸趣を決定するものは云ふ迄もなく双方の力量關係に在つたのである。

唐朝の直達・直下復活への努力は、州の直達・直下と觀察使の刺舉殿最への權限縮少とが唐朝の不法な要求ではなく、祖法への復歸、即ち本來ある可き姿への復元に外ならぬことを繰返へし申明してその正當な主張を受容れる様天下に要請することに重點を置いてゐた。唐會要八卷七採訪處置使の項の大曆十二年五月の條に、嘗ての採訪處置使の權限職務を回顧した後ち觀察處置使の權限職務に言及して

略。請自今已後。刺史有犯贓等色。本道但具狀聞奏。不得輒追赴使及專停務差人權攝。其刺史亦不得輒詣使出界。云々。

とあり、安史の亂の鎮定後十餘年を経て唐朝が復興の緒に就き得た代宗の末年に於いて、巡屬諸州の刺史に對する觀察使の權限を刺舉の範圍に止め、官吏の停務交迭は專行すべからずと言つてゐるのは、祖法申明に關する管見最初の史料である。
冊府元龜卷六帝王部・發號令門・元和十二年四月の條に

詔曰。列位選能。切于守土。略。自今已後。刺史如有利病可言者。不限時節。任自表奏聞。不須時節申報節度觀察使。とあつて、驕藩の討伐に大成功を收めた憲宗の晩年にも州長の直達權を申明しており、降つて同書卷九帝王部・赦宥門・長

慶元年正月辛丑の條に

刺史如違越。觀察使舉奏。觀察使乖格勅。刺史不得輒受。

とあつて、觀察使の權限を刺舉に止め、支郡刺史に對する格勅違犯の命令、即ち領主的支配を禁止する旨の詔を出している。長慶元年は憲宗に嗣立した穆宗の初年で、朝威の著しく復興してゐた時である。これらはすべて法規上に定められてゐる州の直達・直下、觀察史の刺舉違奉を申明したものであるが、その反覆が却つて證明してゐる如く實効は全然擧らなかつた。冊府元龜卷五〇一邦計部・常平門・元和十三年正月の條に

戸部侍郎孟簡奏。應天下州府常平義倉斛斗。請准舊例減佔出糶。但以名數奏申。有司更不收管。州縣得專達以利百姓。從之。

とあつて、迅急を必要とする常平・義倉穀の賑糶は特に州縣の專達を許すと云ひ、逆に一般行政の面に於ける直達不行の現實を認めてゐる。同書卷五一帝王部・督吏門には降つて太和三年十一月甲申の條に

詔。刺史分憂。得以專達。事有違法。觀察使然後奏聞。如聞。州司常務巨細所裁。官吏移攝。將士解補。占留支用。刑獄等。動須稟奉。不得自專。雖有政能。無所施設。云々。

とあり、又もや藩鎮觀察使の支郡に對する文武人事・財務・刑獄等一切の行政干渉を禁じ、刺舉の職に復元せしめ、併せて刺史の直達實現を強調してゐるが、此れ亦實効を擧げ得なかつたことは云々迄もあるまい。要するに唐代の藩鎮は絶大な兵權の外に觀察使を兼ねて行政（財政を含む）權をも握り、支郡を封領化せしめて居たが、それは實力により法規を超えて獲得した權力の不當な擴大の結果であつて、法規上の權限は刺舉殿最に止まり、州はすべて中央に直屬して直達・直下すべきものであつた。唐朝は抑藩振朝の爲めに此の法規の現實化を必要としたが、その爲めの方策は法規の申明を繰返へずに止ま

り、遂に現實の成果を引出し得ず、藩鎮に無視せられたままであつた。それは即ち藩鎮の巡屬に對する封領的支配の存續、換言すれば藩鎮の中央に對する離心的勢力の持續を意味するものであつた。

II 五代の直達・直下

藩鎮の支郡に對する封領的支配と直達・直下に對する否認とは五代に入つても尚續いてゐたが、仔細に此れを検討するに、唐代とは多少異つた變化が生じてゐた。

新五代史卷二孔謙傳に

故事。觀察使所治屬州。皆不得專達。上所賦調亦下觀察使行之。而謙(後唐・租庸使孔謙)直以租庸(司)帖調發諸州。不關觀察。觀察使文章論理以謂。制勅不下支郡。刺史不專奏事。唐制也。租庸直帖沿偽梁之弊。不可以法。今唐運中興。願還舊制。詔從其請。而謙不奉詔。卒行直帖。

とあつて

- (1) 直達・直下を禁するは大唐以來の制であつて、必ず觀察使を介す可きである。
- (2) 然るに租庸使（後ちの三司使）は諸州に租庸司の帖を直下して徵發を行つてゐる。
- (3) 租庸司の直帖は後梁に初まつた偽弊であるから唐制に復して廢す可きである。

との輿論が喧しく、よつて此れに從ふ可き詔を出したが、遂に實行せられなかつたと云ふ。資治通鑑卷二後唐・同光二年十一月辛未の條には右と同一の事實を傳へて

天平節度使李存霸・平盧節度使符習言。屬州多稱直奉租庸使帖。指揮公事。使司殊不知有素規程。租庸使奏。近例皆直

下。勅。朝廷故事。制勅不下支郡。牧守不專奏陳。今兩道所奏。乃本朝舊規。租庸所陳。是僞廷近事。自今支郡自非進奉。皆須本道騰奏。租庸徵催亦須牒觀察使。雖有此勅。竟不行。

と記してゐる。⁽¹⁰⁾右兩記事に依れば、直達・直下の禁止は大唐以來の法的根據をもつた制度なりとせられてゐる。然し支郡の直達・直下の禁止は唐の法規では無く、逆に直達・直下の邊奉が法の定める所であつて、唐朝は此の規定の具現化を熱望してゐたのを、藩鎮が實力を以て拒否してゐたのである。然し此の實力的拒否が長年の慣行によつて事實上制度的な權威を得てゐたことは紛れなく、後唐が大唐の舊制なりと云つたのはかうした慣行的制度化を指してゐるのであらう。何れにせよ、直達・直下の禁止が詔勅を以て法的根據を與へられたのは此の後唐・同光二年であつて、大唐時代は終に法制化せられなかつたのである。唐代には法的根據を有たなかつた直達・直下の禁止が唐朝の意圖に逆つて固く守られ、五代には法的根據を與へられた直達・直下の禁止が逆に破綻しつつあつたのは皮肉な現象の様に見られるが、そこに大きな時代の動きがあつたと解す可きであらう。尤も此の直下は専ら租庸使關係のもの、則ち財用關係のものに限られ、廣く一般の行政に迄及んでゐたのでは無い。又此の直下は直達を伴つてゐたものであるかどうかも明かでない。

五代時代の稅入は支郡の州費に充てられる留使、會府の州費に充てられる上供に分けられてゐた。つまり地方費たる留州・留使と中央經費たる上供とに分けられてゐたのである。尙中央の收入には酒・鹽等の權利や商稅等があつた。それらの中央收入は或は京師に送られ、或は地方に於ける國家支出に充てられたが、何れにせよ、必要の生ずる迄地方の諸州に留貯せられ、此れを屬省（繫省・係省）錢物と云つてゐた。その保管の責めは當然州の長官に課せられてゐたが、同時に國家財政の最高機關たる租庸司（三司）の官吏が州に分遣せられて屬省錢物の管掌事務に當つてゐた。つまり州には中央收入として租庸司（三司）に屬する屬省錢物が留貯せられており、その管掌事務の爲めには租庸司の官吏が分遣

せられてゐたのであるから、租庸司が諸州に直下して屬省錢物を調發するは寧ろ必然的な成行きであつて、その直下が獨り盛行し⁽¹⁾、勅禁さへも効果が無かつたことに不思議はない。然し租庸司の直帖盛行の所以を右の如く理解すれば、直達・直下が廣く行政一般に及ばなかつたことが容易に推測せられるであらう。資治通鑑卷二 後漢・乾祐三年五月辛丑の條に

勅。防禦・團練使。自非軍期。無得專奏。事皆先申觀察使。斟酌以聞。

とある如く、州の專達禁止、觀察使の關奏權確保は後漢の時にも申勅せられてゐるが、たとへかうした勅が反覆せられ法的根據を固めて行つたにしても、これを以て三司の屬省錢物關係に於ける直下が斷たれたと見る必要はなく、又此の反覆の裏に直達・直下の一般化があつたと見る必要もあるまい。詔勅の反覆は三司の直下に對してなされたもので、その覗ふ所は三司の直下の廢止よりも此の三司の直下が廣く一般の直達・直下に擴大することを恐れてゐる藩鎮の不安を和げんとするに在つたのであらう。

要するに、五代に於いては支郡に對する直下が屬省錢物の地方留貯に關聯して租庸司（三司）との間に生れてゐたが、それが一般行政にも波及することを恐れた藩鎮側の要請によつて、直達・直下の禁止、觀察使の關奏權に對する法的根據が國から與へられ、五代末迄固く守られてゐたのである。つまり州の中央への直屬は五代末迄達成せられず、藩鎮を領主的な支配者とする中央→藩道→州縣（鎮）の地方體系はそのまま維持せられてゐたのである。思ふに、完全な直達・直下が普及すれば、州はすべて中央への直屬となるのであるから、藩鎮そのものの存在する餘地が無く、従つて藩鎮制と直屬制は本質的に兩存し得ないものであるが、藩鎮制の下に於いても支郡の部分的な直達・直下はあり得るし、現に租庸司（三司）の直下が一般化してゐたことが認められるのである。然し藩鎮制を脅かす直達・直下は此の租庸司（三司）關係以外に擴大せず、その意味で藩鎮制は強固に維持せられてゐたかに受取られるが、實は直屬制が別の形で五代時代に著しく發展しつつあつた。

即ち諸州の直達・直下の擴大は抑へられ、從つて此の面からする直屬化の推進は見られなかつたが、別に初め特別の理由から特例的に設けられた直屬州、即ち藩鎮に屬しない直屬州が次第に増大し、此の面よりする支郡の直屬化が目立つてゐるのである。

三 藩鎮體制下の直屬州

藩鎮制と本質的に相容れない直屬州は當然藩鎮に排斥せらる可き筈のものであるが、實際は藩鎮華やかな唐代に既にその姿を現し、五代に大いに發展し、藩鎮體制内に生長しつつ最後に宋初の藩鎮制解體に迄進んでゐる。

I 唐代の直屬州

唐代直屬州の第一に擧ぐ可きは同州・華州である。冊府元龜卷五
一六臺憲部・振舉門・元和元年三月辛未の條に

御史中丞武元衡奏。中書門下・御史臺五品已上官。尚書省四品已上官。諸司正三品已上官及從三品職事官。東都留守。轉運鹽鐵・節度・觀察・都團練・防禦・招討經略等使。河南尹・同華州刺史。諸衛將軍三品已上官。除授皆入閣門謝。諸餘官。許於宣政殿南班拜訖便退。

とあつて、同州・華州の刺史のみは除授の禮を藩鎮並みに扱はれ、他の一般刺史と區別せられてゐたことが見えるが、それは此の兩州が直屬であつたからで、直屬州長官の取扱ひが藩鎮に準ずるのは五代に至る迄通じて見受けられる所である。二州が直屬とせられた年は未だつきとめてゐないが、右の奏文が元和元年の春である點から推して、元和より前、恐らく徳宗の時代であらう。華州には安史の亂の酷な上元二年に鎮國軍節度使が置かれ、代宗の大曆二年に廢せられ、德宗の建中四年に復置せられ、貞元元年（七九三）に再び廢せられてゐるから、此の州が直屬とせられたのは此の頃であらう。又此所に節

度使が復活せられたのは唐末大混亂期の中和三（八八三）四年頃であるから、此の間約九十年が直屬時代であつたのである。同州は安史の大亂の勃發後間もない至徳二年の河中節度使設置と同時に、その一支郡となり、德宗の興元元年（七八四）、奉誠軍節度使の會府となつて晉・慈・隰三州を支郡としたが、年内に廢藩せられて河中節度使の巡屬に復歸し、その後の移動は揃み難くなつてゐる。然し興元以後の河中節度使は貞元元年に巡屬を削られ、次第に弱小化せられて貞元十五年（八〇七）には一時都防禦使に降格せられてゐるのに對し、先に同州奉誠軍の巡屬とせられてゐた晉・慈・隰の三州は貞元四年に都防禦使として一藩を構成してゐるから、同州の河中からの分離、中央への直屬はおそらく貞元十五年、早ければ貞元元年乃至三年の頃迄溯れるのではないかと思はれる。唐末の中和二年（八八一）、黃巢の部將朱溫を招安して再び此所に節度使をおいてゐる。⁽¹²⁾つまり同・華二州は德宗の治世中から大唐末年の大混亂期迄直屬とせられてゐたのである。德宗時代は帝の藩鎮彈壓の大失敗、雄藩の提携叛抗の勝利によつて藩鎮の勢力が絶頂を極めてゐた時であるが、さうした時代に僅か二州ではあるが、直屬州の新例が開かれてゐるのである。此の二州は京兆府を所謂關東からの侵入から護る近京最大の要地であり、それが藩鎮の跋扈によつて形勢非となつた唐朝をして此の二州の直屬を敢行せしめた所以であらう。華州が有名な潼關の所在地であつたことは更めて云ふ迄もあるまい。元和八年の作と云はれる元和郡縣志は上都京兆府に次いで同・華二州を取り上げ、次いで諸藩管下の州を説明してゐるが、それは此の二州が藩鎮なみの直屬州であつたからである。又有名な元氏長慶集に見られる如く、元稹が同州防禦使（兼刺史）として、中國歷代を通じて實行の最も難しかつた州内の均稅、即ち田產と稅との均衡を斷行し、その内容を「同州均田奏」に盛つて朝廷に提出してゐるのは、同州が直屬州として藩鎮の拘束を受けることなく改革を推行し得たこと、又それを直達し得たこと等を示すものである。尙近京の州のうちに一時的にもせよ直屬とせられたものがあつたかも知れないが充分検討するに至つてゐない。

唐代の直屬州として第二に擧ぐ可きは鹽州である。鹽州は貞元二年十一月以来吐蕃に淪没してゐたのを、冊府元龜卷四將

二九將

帥部・守邊門に

張獻甫爲邠寧節度使。中略。又上疏。請復鹽州及洪門・雒原等鎮。各置兵防以備蕃寇。朝廷皆從之。緣邊軍州安悅。

とあり、又

楊朝晟爲邠寧節度使張獻甫都虞候。九年。城鹽州。徵兵以護外境。

とある如く、邠寧節度使張獻甫（貞元四年～十二年）が奪回し、貞元九年に築城して確保の態勢を固めたものである。資治

通鑑卷二 貞元九年二月の條に

初鹽州既陷。塞外無復保障。吐蕃常阻絕靈武。侵擾鄜坊。辛酉。詔發兵三萬五千人城鹽州。

とある如く、鹽州は吐蕃に對する邊防上の要地をなし、よつて築城が行はれたのであるが、その確保の爲めには重兵の配備を必要とした。重兵を配置すれば莫大な經費を必要とするが、由來經濟的には貧弱な此の地方の藩鎮が獨力で一州に重兵を支養することは難しかつた。尤も鹽州は州名が示す如く產鹽地として著れた所で、唐代には烏池・白池・瓦窑池・細項池等の鹽澤が經營せられて居り、又州の北方には有名な青白池があつた。然し鹽は國家の專賣で、利益は悉く國庫に入り、地方の收入とは關係なかつた。従つて鹽州に配駐の重兵は中央の財政を以て維持する外なかつた。冊府元龜卷八七 帝王部・委任門に

李興翰爲鹽州兵馬使。貞元十九年。以爲鹽州刺史・保塞軍使・左神策行營兵馬使。其劔南東川・西川兵在州者。皆俾興翰主焉。

とあつて、鹽州の屯駐軍は最精銳の禁軍たる神策兵や東川・西川などの兵から成り、鹽州刺史が保塞軍使及び神策行營兵馬

使を兼ねて此れを率ゐてゐたと云ふが、禁軍たる神策兵は勿論のこと、東西川の藩兵も食出界糧の規定⁽¹⁴⁾に従つて中央の經費負擔であつた。此の様に鹽州の屯軍が神策禁軍を核心としてすべて中央の經費負擔となつてゐた以上、此れを支郡として藩鎮の支配下に置くことは不都合である。右記事の續きに

鹽州軍使便宜得專達於上。鹽州自此不隸夏州。

とあつて、鹽州を夏州節度使の巡屬から削つて中央直屬たらしめてゐるのは、上述の如き諸事情によるものと思はれる。つまり中央が經費を負擔すべき大軍の屯駐を必要とし、その大軍の中核として神策禁軍が配駐せられてゐたこと、榷鹽管理が此の州の重要な政務となつてゐたこと等が鹽州をして直隸州たらしめた所以であつたと思はれるのである。資治通鑑卷二六七後梁・開平三年六月丁未の條の

朔方節度使韓遜奏。克鹽州斬岐所署刺史李繼直。

とある記事の胡註に

唐末。鹽州奏事專達朝廷。不隸靈夏。至是靈鹽復合爲一鎮。

とあつて、鹽州の直達は唐末迄續き梁の初めになつて靈武節度使の支郡に入つたと述べてゐる。

第三に舉ぐ可き州は楚州である。冊府元龜卷六牧守部・革弊門に

薛珏爲楚州刺史・本州營田使。先是州營田宰相遙領。使刺史得專達。俸錢及他給百餘萬。田官數百員。奉斯役者三千戶。歲以優授官者復十餘人。珏皆省之。云云。

とあつて、淮南節度使の巡屬たる楚州に大規模の營田が國營せられ、宰相が此れを遙領してゐたことから、楚州營田使を兼ねた刺史は專達權を與へられてゐたと云ふ。此の記事には繫年がないが、元和五年に京兆尹となつた王播の記事の直前に置

かれてゐるから、德宗の末年から憲宗初年頃のことであらう。そして營田は邊境の軍糧不足の地を除く外成功して永續した例は殆んどないから、此の營田も短命に終り、從つて刺史の專達も長くは無かつたと思はれる。然も此の刺史の專達が營田關係に限られてゐたのか、全面的なものであつたのかも判らない。つまり淮南節度使の巡屬を離れて中央へ直屬したのか、それとも巡屬のまま營田關係の專達を認められてそれに便乗しつゝ他の專達をも私かに行つてゐたのか、史料的に確定するを得ないのである。恐らく巡屬のまま營田業務の專達を認められてゐたのではないかと思はれるが、斷定は出來ず、從つて嚴密には直屬州の例に計へ難い。然し財務的な專達の例として充分注目するに値ひするであらう。

唐代に就いて現在迄に検出し得た直屬州、又は直達權のあつた州の例は以上に盡きる。尙検出漏れがあることは豫想しなければならぬが、それとしても多くはあるまい。⁽¹⁵⁾此所に求め得た州數は僅かに四州で、唐代の全領州數二百數十に對比すれば一・五パーセント前後に止まり、それも短命に終つたと考へられる楚州を除けば、他の三州は長く固定して異動改正の迹は全然認められない。即ち唐代の直屬州に就いては未だ抑藩の手段としての政策的意圖は認め難いのである。總數の少い直屬州が、第一は關輔の要地、第二は邊境の國防と財政との要地、第三は内地の財利事業地と、それぞれ特殊な事情に由つてゐるのは、唐代の直屬州が抑藩政策として行はれたものではなく、それの必要性によつて生れたものであり、さればこそ增加發展もなければ藩鎮に脅威を感じしむることも無く、藩鎮の極盛時代に創置せられ乍ら直屬に絡む問題の發生も無かつたのであらう。

II 五代の直屬州

五代に於いては租庸司の財務關係に於ける直下が一般化してゐたが、その他の面では直達・直下の阻絶が依然續いてをり、寧ろそれに法的根據が與へられて一段と強化せられた制度となつて居た。然し此の制度としての強化とは別にやはり直屬州

も設けられ、且つその數は漸増傾向を辿つてゐた。五代會要

卷二 諸使雜錄・同光二年一月の條に

中書門下奏。今後大鎮節度使管三州已上者。毎年許奏管内官三人。管三州已下者。許奏管内官二人。略。中。 其防禦使每年許奏一人。刺史無奏薦之例。

とあり、冊府元龜

卷六

銓選部・條制門・天成三年五月の條の中書の條奏に

諸道薦人。摠與不可。全阻又難。今後諸道節度使毎年許薦一人。帶使相者許薦三人。團練・防禦使一人。云々。

とあつて、節度・防禦・團練諸使の奏薦官制限數を規定し、刺史には奏薦を認めてゐないが、同書

卷六

同部門・長興二年七月の條の同じく奏薦官數を規制した勅に

^{上。} 上。使相先許一年薦三人。今許薦五人。不帶使相先許薦二人。今許薦三人。直屬京防禦・團練使。先許薦一人。今許薦二人。云々。

二人。云々。

とあるに依れば、奏薦を認められた防禦使・團練使とは明かに直屬州の場合に限られ、支郡の防禦使・團練使には及んで居なかつたのである。支郡は直達權が無かつたのであるから、奏薦權も認められなかつたわけである。同書

卷六

同部門・後漢・

乾祐元年正月の條の中書の奏に依れば、此の奏薦官數は後晉の時にも改正があつたらしく、後漢は此の時後唐と後晉との規制を參照して又も改正して居る。此の一連の規制に依り少くとも後唐の初めには直屬州があり、爾後五代末迄存續してゐたことが察せられる。然し直屬州の具體例を史料に徵し得るのは主として後晉以後である。尙此の一連の規制を通觀するに、初回の同光二年の規制に於いては刺史は一切奏薦權無しと明記しており、天成・長興の兩規制に於いても刺史の場合に言及してをらず、又此所には引用を省いたが後漢乾祐元年の規制も同様に刺史に觸れず、一貫して刺史を除外してゐることに氣附かれる。これは直屬州の長が防禦・團練使の何れかに限られてゐて刺史は居なかつたのか、刺史も居たが輕視せられたの

か、その何れかでなければならぬ。所で直屬州の具體例を検するに、後周朝に入ると刺史の直屬州が現れて来るが、後漢朝迄は管見の限り防禦・團練使の何れかに限られ、刺史は見出せない。恐らく後漢朝迄は直屬州は必ず防禦使又は團練使とし、後周朝になつて刺史をも置く方針に變つたのであらう。以下五代の直屬州を具體的に検討することとし、便宜上これを設置の事情別に分類して列舉説明することとする。

(イ) 藩鎮の巡屬を奪つて直屬とした州　主として藩帥に叛意が見えた場合、事前にその勢力を削減する爲めに行はれてゐる。舊五代史 卷五〇 郡縣志・山南道の條に

復州。梁・乾化二年十月割隸荊南。後唐・天成二年五月卻隸襄州。晉天福五年七月。直屬京。并爲防禦使。

とあつて、後晉の天福五年七月、山南東道（襄・均・房・復四州）より復州を削つて直屬としてある。その翌六年十月、節度使の安從進が叛いてゐるから、復州の直屬はそれに對する處置としての意味を有つたものと解せられる。安從進は翌七年に敗れて自殺してゐる。復州が直屬と共に防禦使とせられてゐるのは、先に述べた私見の裏付けとして注目す可きである。

次に資治通鑑卷九〇 後周紀・廣順二年正月の條に

慕容彥超發鄉兵入城。引泗水注壕中爲戰守之備。又多以旗幟授諸鎮將。令募群盜剽掠隣境。所在奏其反狀。甲子勅。沂密二州不復隸泰寧軍。胡註、先收其逃屬以弱慕容彥超云云。

とて、泰寧節度使（亮・沂・密）慕容彥超が叛意を示すや、先づその巡屬たる沂・密二州を削つたとある。此の二州を直屬としたことは記されてゐないが、他の何れの藩にも撥屬してゐないから、後晉の山南東道の場合と同様に削減後は直屬としたのではないかと思はれる。

(ロ) 廢藩して直屬とした州　五代では叛亂した藩帥を攻滅した際、しばらくそのあとに藩を置かず、一時廢藩してそ

の所管の全部又は一部を直屬としてゐる例が少くない。先に述べた山南東道の安從進は天福七年八月に敗死した。舊五代

史卷八後晉・少帝紀・天福七年九月戊子の條に

降襄州爲防禦使額。均・房二州割屬鄧州。

とあるは、叛亂鎮定後の始末を傳へたもので、支郡の均・房二州を鄧州武勝軍節度使に撥屬し、襄州を降して防禦使としてゐる。つまり廢藩である。五代會要卷二諸道節度使軍額の項に

襄州。晉天福七年降爲防禦州。直屬京。所管均房二州。割隸鄧州。以安從進叛命初平故也。至漢天福十二年六月。復舊爲山南東道。

とあつて、防禦州に降された會府の襄州は直屬とせられてゐる。山南東道は本來四州を領してゐたのが、安從進の舉兵前に復州を直屬とせられてゐたので、亂後には三州あつたわけで、結局、四州中の二州が直屬、他の二州が隣藩の支郡に撥屬せられたこととなる。

次に舊五代史卷八晉書・少帝紀・開運元年十一月丙戌の條に

降青州爲防禦使額。

とあつて、青州平盧軍節度使を降して防禦州としてゐる。此れは此の月に青州平盧軍節度使として叛いてゐた楊光遠が敗滅したあとでの處置で、五代會要卷二諸道節度使軍額の項には

青州。晉開運元年十二月。降爲防禦州。與登萊淄三州並屬京。以楊光遠叛命初平故也。至漢天福十一年六月復舊爲平盧軍節度使。

とあつて、此の廢藩の結果、所管四州は悉く直屬とせられ、三年後には舊状に復歸せられてゐる。

先に述べた後周・廣順三年の泰寧節度使慕容彥超の叛亂の後始末に就いては、資治通鑑卷二〇 廣順二年五月癸未の條に

降泰寧軍爲防禦州。

とあり、舊五代史卷一二 周書・太祖紀・同年月の條に

詔。堯州爲防禦州、仍爲望州。

とある如く、やはり廢藩せられてゐる。所管三州のうち支郡の沂・密二州は先に直屬として沒收してゐたのであるから、残りは會府の堯州のみで、その所屬は傳へられてゐないが、青州平盧軍の場合に倣ひ、沂・密と同様に直屬とせられたものと思はれる。泰寧は五代末迄廢藩のままであつた。

次に舊五代史卷七 晉書・高祖紀・天福五年七月甲子の條に

降安州爲防禦使額。以申州隸許州、

とあつて、安遠軍節度使を廢藩し、巡屬の申州は許州忠武軍節度使に撥隸してゐる。五代會要卷二 諸道節度使軍額には

安州。後唐・同光元年改爲安遠軍節度。至晉天福五年七月。降爲防禦使。所管申州割隸許州。以李金全叛命故也。至

漢天福十二年六月。復爲安懷軍節度。

とある如く、此の廢藩も叛亂の後始末として行はれたものであつた。巡屬の申州は他藩に割隸せられてゐるが、會府の安州に就いては所屬を明かにしてゐない。然しこそ直屬とせられたのであらう。嘗て會府となり、節度使の本軍が居る所を他藩の支郡とすることは軍人の自尊心を傷ひ、賢明な處置ではなかつた。防禦州とせられてゐることと併せて直屬と解するのが至當であらう。堯州・安州の如く藩帥を長とする會府は直達權を有ついはば直屬州であるから、特に直屬と斷る迄もなかつたのであらう。

廢藩は必ずしも叛亂の場合にのみ行はれたのではない。大勢の推移やその他の事情で平和裡に行はれた場合も少くない。但しその例は後周に入つて集中的に見受けられる。五代會要四 諸道節度使軍額に

華州。初爲惑化軍。後唐・同光元年。改爲鎮國軍。至周顯德元年八月。降爲刺史。直屬京。

とあつて、華州鎮國軍節度使を廢し、會府の華州を刺史州として直屬に移してある。先に言及した如く、刺史州の直屬は後周になつて現れてゐるものである。廢藩せられて會府が會府でなくなることを、舊五代史卷一 後周・世宗紀・同年月己巳の條には

詔。華州鎮國軍。依舊爲郡。

とて、郡と爲すと表現してゐる。支郡は商州一州のみであつたが、それがどう處置せられたかは記されてゐない。次に五代

會要卷二 諸道節度使軍額に

耀州。梁貞明元年十二月。改爲崇州。升爲靜勝軍節度。至後唐・同光元年爲順義軍。至二年三月降爲團練州。至周顯德二年。降爲刺史。直屬京。

とて、順義軍節度使（耀・鼎）を廢して會府の耀州を團練州とし、後周の顯德二年に降して刺史州とし、直屬にしてある。支郡の鼎州に就いては記されてゐない。資治通鑑卷八 後梁紀・乾化元年三月の條に依れば、此の藩は岐王が京兆府華原縣の賊帥溫韜を招安して假子となし、華原縣を耀州、美原縣を鼎州とし、此の二州を以て武勝軍節度使を置いたのが初まりで、同書卷二 六九 後梁紀・貞明元年十二月の條に依れば、溫韜は岐の衰弱を見て後梁に降り、此の時、耀州は崇州、鼎州は裕州、武勝軍は靜勝軍に改められたと云ふ。乾化元年に創置せられた此の藩を會要に貞明元年としてゐるのは、乾化元年の創置が僭偽の岐國の處置であり、正統國家たる後梁の承認は貞明元年であつたからであらう。宋初に鼎州は廢せられて再び美原縣に

復し、耀州の所管に入れられたと云ふ、耀・鼎二州は政治的な立場から各一縣を無理に州に升格させ、更に此の二州を以て藩の形式を整へさせたもので、名は一藩と云ふもその實體は京兆府管下の二縣にすぎなかつたのである。廢藩はさうした無理なひずみを矯めたものと思はれる。廢藩後の耀州が直屬とせられたのは、此れを直ちに他藩の支郡となし難かつたからであらう。尙五代會要の記事をその文體のままに解すれば、順義軍節度使を廢して團練州としたのは後唐の同光二年二月、更に此れを降して刺史州とし直屬としたのはずっと後ちの後周・顯德二年であつたことになるが、新五代史卷六職方考によれば順義軍の廢止は後周の時となつており、此れに從へば廢藩は後周の廣順二年三月でなければならないことになる。詳しくは尙考へなければならぬが、何れにせよ、耀州が後周の時直屬とせられたことだけは間違ひなく認められるのである。支郡の鼎州の所屬は記されてゐない。先の商州と共に京兆府永興軍節度使に撥隸せられたのか、直屬とせられたのか、目下究明する迄に至つてゐない。

次に舊五代史卷一四後周・世宗紀・顯德元年十月己酉の條に

詔。安・貝二州。依舊爲防禦州。其軍額並停。

とあつて、安州安懷軍節度使と貝州永清軍節度使とを廢し、兩會府を防禦州に降してゐる。安州節度使は天福七年に李金全の叛を機に一度廢藩せられ、廢藩中の安州は直屬とせられてゐたこと、先に述べた如くである。五代會要卷二諸道節度使軍額の安州の條に

至後漢天福十二年六月。復爲安懷軍節度。至周顯德元年十月。又降爲防禦州。

とある如く、天福十二年に安懷軍の軍額を以て復活せられてゐたのを、再び廢して防禦州としたわけで、此れより五代末迄廢藩のままであつた。所領の安・申二州のうち、少くとも會府の安州は直屬とせられたであらう。申州は先の廢藩の際には

許州忠武軍節度使に撥屬せられてゐるが、今回の所屬は記されてゐない。貝州永清軍節度使は後晉の天福二年に置かれ、會府の貝州の外に博・冀兩州を支郡としてゐた。後晉が契丹に雲燕十六州を割譲した結果、國境を守る長城線は契丹に没し、契丹が侵入した場合の新たな防衛線は黃河となつた。かくて後晉は黃河沿ひの要地に數多くの藩鎮を列置した。貝州永清軍はこれら新設藩鎮の一つで、五代會要卷二 諸道節度使軍額の項に

貝州。晉・天福三年十二月。升永清軍節度。以博冀二州隸之。至周・顯德元年十月。降爲防禦州。

とある如く、天福三年十二月に置かれ、その前月に置かれた新設第一號の彰德（相・衛二州）に次ぐ第二號であつた。第三號は開運元年の鎮寧（瀘・濮二州）、續いては翌二年の鎮安（陳・潁二州）、威信（曹・單二州、後ち彰信と改名）等があつた。貝州永清の廢藩は形勢の推移に應じたものと思はれる。即ち契丹は天福十二年四月の太宗の死を機として内訌や渤海遺民の反撃等の爲めに對中國活動が遽に消極化したので、黃河の警防も緩和し得る状態となつた。天福十二年六月に鎮安・彰信の二藩が廢せられてゐるが、それは此の様な事情によるものであらう。後周の世宗は武力に自信をもち、私かに契丹への反撃を考へてゐた。貝州の廢藩はそれ迄の防衛線たる黃河の兵力を更に北方に移さんとしたものと思はれる。廢藩後の諸州の處置は傳へられてゐないが、少くとも會府の貝州は直屬とせられたのであるまいか。疑を存して後考を俟つ。

以上、叛亂対策以外の廢藩の例として挙げたのは悉く後周時代に入つてのものである。それ以前のものとしては、舊五代史卷一 後漢・高祖紀・天福十二年六月己巳の條に

曹・陳二州依舊爲郡。

とあるを擧げ得るにすぎない。陳州鎮安軍の廢止は、五代會要卷二 諸道節度使軍額の項に

至漢天福十二年六月。降爲刺史州。周廣順元年正月。升爲防禦州。云々。

とあり、曹州威信軍の廢止は同項に

至天福十二年六月。降爲刺史。

とあつて、共に刺史州とせられてゐる。此の廢藩の事情は先に述べた如くであるが、廢藩後の州の所屬に就いては所傳がない。藩鎮としての壽命が僅かに足かけ三年にすぎなかつたこと、刺史州とせられたこと等から推して會府と雖も果して直屬とせられたかどうか速斷し難く、目下の所不明として後考に俟つ外ない。尙此の兩藩は共に後周の廣順二年に復置せられてゐる。叛亂以外の廢藩が後周に集中してゐることは、五代もその末期の此の王朝の時代になると、藩鎮に對する中央の威力が伸張して、所謂罪とがのない藩さへ政策上の都合から處理し得る迄に強化しつつあつたことを示すものと云へよう。

(八) 新に設置して直屬とした州

舊五代史卷一〇 郡縣志・河南道に

濱州。周・顯德三年六月。以瞻國軍升爲州。其地望爲上。直屬京。割棣州渤海・蒲臺兩縣隸之。

とあつて、瞻國軍を升して濱州とし、直屬州としてゐる。宋史卷八一 食貨志・鹽上・河北鹽の項に依るに、濱州は滄州と共に河北鹽の產地で、然も滄州の二倍以上を出して居り、又新唐書卷三 地理志・河南道・棣州の條に依るに、渤海縣に「有鹽」とあり、濱州が唐・五代・宋にかけて屈指の產鹽地であつたことが知られる。中國の海鹽大產地は淮水以南に在るが、五代時代には地方列國に入つてゐたので、濱州の地は五朝に取り食鹽供給の上から、又その権利確保の財政上から極めて重要であつたわけである。濱州の前身たる瞻國軍の名も財政上の重要性を現したものである。濱州の設置とその直屬とはかうした事情に由るものであらう。

五代時代に於ける直屬州の具體例に就いて今日迄に知り得たものは以上に盡きる。尙此の外にも檢索未到のものや所傳洩れのものもあるであらうが、一應以上の具體例に基いて五代時代の直屬州に見られる特色や傾向を抽出して見る。先づ直屬

州の州名を整理するに左の如くである。尙ここに直屬州と論斷したものには確證のあるものと推定によるものとがあるので、その別をも示しておく（△印は推定）。

(イ) 後晉
復州 天福五年七月～？

襄州 天福七年九月～後漢・天福十二年六月

青州 開運元年十二月～同右

淄州 開運元年十二月～同右

登州 同 ～同右

萊州 同 ～同右

△安州 天福五年七月～同右 (以上七州)

(ロ) 後漢

△沂州 廣順二年一月～五代末迄

△密州 同 ～同右

△兗州 同 ～同右

華州 顯德元年 同右

耀州 同右 ～同右

濱州 顯德三年六月 ～同右

△安州 顯德元年十月 ～同右

△貞州 同

同右（以上八州）

右に依れば後晉の直屬州は七州で、此れが後漢には殆んど藩鎮に還され、後周に再び八州の新直屬を生じてゐる。後晉の場合は専ら天福五年以後である。後周の場合は顯徳以後が多い。大唐末年の混亂を受けた五代時代がその秩序の恢復に統治の力點をおいたのは後唐迄で、後唐の明宗の後半からは漸く中央の権力に伸張の兆を見せ初め、後晉に入ると、外は契丹に屈服して國境の平和を求めつつ、對的に中央集權への施策が推進せられた。直屬州の名が具體的に史料に現れて來る天福五年以後は此の中央権力の強化が著れて來た時代である。但し契丹との和好は高祖の死後に破れ、開運以後は激しい正面衝突となつて結局滅ぼされた。後晉に代つた後漢は契丹の蹂躪に荒廢した中國を引受け、統治に苦勞を嘗めた末、僅かに四年で滅んだ。即ち後漢王朝は基礎さへ固まらぬうちに滅んだのである。そして此の國家権力の弱かつた王朝の下に於いては直屬州は悉く藩鎮に還されてゐる。後周は建國以來急速に中央権力を強化し、殊に世宗は北は契丹を伐つて失地の一部を恢復し、南は南唐を攻めて淮南を奪取し、早くも天下統一の勢を見せた。不幸にして世宗の若死に遭ひ、大統一の仕事は宋に持ち越されたが、宋の統一は世宗の遺した政策方針の方向に沿つて此れを推進したものであつた。世宗の代に於ける後周の國家権力は五代を通じて最も強大なものであつた。かうした背景の下に後漢の時殆んど消滅した直屬州は後晉以上に増置せられてゐるのである。直屬州の發展は國家権力の伸張に相伴つてゐたと云つて誤りない。直屬州の増加はそれだけ藩鎮の所領を減じ、藩鎮の衰退に通ずるものであるから、國家権力の強化を背景として推進せられたのは寧ろ當然と云ふ可ぎであらう。五代の直屬州は既に後唐時代から生れてゐたことが直屬州に關する法規の存することによつて確められるが、その具體例の見出されるのは後晉の天福五年以後であり、その後ちは後漢の政情による一時的消滅があつたにせよ、大勢的には増加の傾向を示して五代末に及んだと云ふことが出來る。

次に五代の直屬州に於ける特色を唐代の直屬州との比較に於いて取出して見ると、先づ第一にその總數と國內總州數に對する比率との増加が目立つ。唐代の直屬州としてその州名の確認せられるものは不完全な直屬關係に在った楚州をも含めて僅かに四、天下約二百五十州に對する比率は二ペーセント足らずであるが、後晉・後周の直屬州は七乃至八で約二倍、國內總州數百一二十に對する比率は六ペーセント前後で約三倍となる。直屬州總數は五代に於いても決して多くはないが、増加の率から云へば注目すべきであり、宋代への下拵へが看取せられるのである。第二は唐代の直屬州が楚州を除く外、京師附近と邊境の要地との三州に略々固定して不動的であつたのに對し、五代の直屬州は各地に散在的であり、又王朝鼎革の影響を受けては居るが、可成り移動的であつたと云ふことである。このことは國家が諸藩の州を可成り任意的に取上げてゐたことを意味する。そしてそれは一面國家權力の強化に因るものであるが、他の一面から云へば藩鎮の弱力化によるものであり、寧ろ後者がより大きな因子であつたと云へる。後晉以後に於ける國家權力の強化はそれ以前の弱權に比しての問題であつて、絶對的な力の點では果して五代が大唐より強かつたかどうか疑問である。第三は唐代の直屬州は廢藩を伴つてゐないのに對し、五代は廢藩の直屬州が高率を占め、然も後晉の廢藩は叛亂鎮定後の處置に限られてゐるのに對し、後周の廢藩は國家の全體的立場に基く政策の展開と聯繫して行はれてゐて、此所にも中央權力の漸進的な強化、藩鎮の衰退が窺はれる。五代末の藩鎮は藩鎮制の最小限度たる二州のものが多く、從つて直屬は廢藩を伴はざるを得ぬ場合が多く、且つ小藩なるが故に廢藩も抵抗なく行ひ得たのである。

唐代以來國家が努力を續けた藩鎮の抑壓去勢は藩の細分化をその一大手段とし、唐代の一一道平均六州は五代の平均三州未満に迄押し下げられてゐる。つまり領州の削減狹小化は藩鎮の去勢衰退を意味する。直屬州の出現はいはば一州藩鎮の出現に外ならず、領州削減による藩鎮去勢の極致と見ることも出来る。勿論、直屬州は形式の上では藩鎮でなく、又防禦使・團

練使、後ちには刺史をもその長官の職名としてゐるが節度使の長官は無く、従つて一州藩鎮は現實には存しなかつたのである。然し實體を以て云へば、州の兵民財三權を握り中央に直隸する直屬州は一州藩鎮であつたと云つて差支へない。唐も五代も直屬州を準藩鎮として扱つてゐるのは、此の準藩鎮の性格が當時に於いても認められてゐた證據である。五代の直屬州は領域細分化による抑藩政策がその極致に達し始めたことを示すものとしてその意義を大きく認む可きである。

さて巡屬諸州の直屬諸州への移行過程として考へられる道筋には凡そ二つの全然違つたものが考へられる。第一は藩鎮の巡屬諸州に對する兵・民・財の諸權を部分的に逐次取上げて中央に回収し、最後に完全な直屬として終ふ道筋である、第二は此れ迄に述べた完全な直屬州を少數から多數へと擴大して行く道筋である。第一の道筋は既に五代當初の後梁の時から租庸司使の直帖として財政面に表れてゐたが、そのまま停滞して發展しなかつた。第二の直屬州は後唐の時には僅かに法制文の上に認められるにすぎなかつたのが、後晉以後擴大の趨勢を取り初め以て五代末に及んだ。五代を受けた宋の抑藩が此の直屬制の擴大を繼承推進して最後に全面的廢藩に迄持つて行く方向に進んだことは容易に豫測せられるであらう。次に降つて宋初の直屬州を檢討することとする。

III 宋初の直屬州

五代を受けた宋は建國以後直屬州の増大を大いに促進した。そして此の増大は從來の領内のみならず、その併合統一した地方列國の故領にも向けられ、寧ろ此の新領土に對して徹底をはかつてゐた様である。宋の列國統合は建國後第四年目たる太祖・乾德元年の南平討滅に始まり、太祖の末年たる開寶八年迄に湖南周氏・後蜀・南漢を併せ、太宗の太平興國三年の吳越、翌四年の北漢攻取を以て終了した。そして直屬州の舊新兩領土に於ける増大普及も略々此の頃を以て完了に近づいてゐた。以下宋初に於ける直屬州の進展を考說する。

宋が最初に統合した南平は荊南節度使の高氏が自立して王國と稱したもので、荊州江陵府を都として歸・峽二州を領する僅か三州の小國であつた。即ち名は國と云ふも實體は一節度使にすぎなかつたのである。續資治通鑑長編卷一 開寶二年十月辛卯の條に

詔。歸・峽州並直隸京師。

とあつて、南平統合の六年後に歸・峽二州を直隸としてゐるのは、此の州が會府として中央と直達・直下の關係を有してゐたので、更めて申明する必要が無かつたのであらう。次に宋會要・職官八節度使の項に

始唐及五代。節鎮皆有支郡。太祖平湖南。始令潭朗等州直隸京師。長吏得自奏事。

とて、⁽¹⁸⁾湖南の潭・朗等州を直屬にしたとある。湖南周氏の領内は十州で、武安・武平の二藩に分れ、潭は武安の、朗は武平の會府であつたのであるから、周氏が滅んで湖南が宋の領土となつた以上、此の二州は當然中央と直達・直下の關係に立つた筈である。従つて會府たる此の二州を特に取出して直屬となすと言明した所以は更めて考究す可きである。思ふに潭・朗兩會府を代表とする湖南の十州は、その全部か、少くとも大部分が直屬とせられたのであらう。即ち湖南十州はそれぞれ直屬とせられ、従つて兩藩は解體し、二州の會府たる性格も喪はれ、それ迄の支郡と並ぶ一州として中央に直隸せしめられたのであらう。湖南以後に統合せられた南漢・南唐・吳越・北漢の故領に就いては直屬の所傳がない。南漢に就いて所傳を缺くのは、此所が極南僻遠の地として從來から特殊行政地區とせられてゐたことから一應納得せられるにしても、南唐・吳越・北漢の故領の如き重要地域に直屬州の所傳が見られないのは頗る不審と云ふ可きである。此の不審を解くには此れら三國が併合せられた太平興國初年頃の舊領域内に於ける直屬制の進展狀況を知つておく必要がある。

舊領域内の直屬州は續資治通鑑長編卷五 建隆二年七月己丑の條に

詔。階成二州。並直隸京師。

とあるのが管見最初のものである。此の二州は秦・鳳二州と共に蜀と五朝とが互に取りつ取られつした所で、後周が取つてから中原のものとなつてゐた。同書卷八乾德二年三月辛亥の條に

詔。商州直隸京師。

とあり、同卷・五月甲申の條に

詔。慶州直隸京師。

とある。商州は後周の鎮國軍節度使（華・商二州）廢止後どの藩に屬してゐたのか考究してゐない。慶州は靜難（邠・寧・慶）の巡屬であつた。同月庚寅の條には

詔。興元府三泉縣直隸京師。

とあつて、縣を直屬とした珍しい例が傳へられてゐる。宋會要・職官卷三節度使の項の潭・朗を直屬としたことを述べた續ぎに其後大縣屯兵亦有直屬京師者。興元之三泉此也。

とて、直屬の理由が中央軍大部隊の屯駐に在つたことを述べてゐる。續資治通鑑長編卷一開寶三年三月庚午の條に

詔。澤州直隸京師。

とあり、同卷・同年五月丁卯の條に

詔。通遠軍直隸京師。

とある。澤州は昭義の巡屬、通遠軍は新五代史卷一職方考によれば、後晉の天福四年に置かれた威州の後身で、後周の廣順二年に環州と改められ、顯徳四年に通遠軍とせられたもので、朔方の巡屬であつた。太祖の治世十五年間に直屬州とせられ

た管見の具體例は大體以上の如くである。太祖の處置した直屬州には藩鎮の支郡を取上げたもの、廢藩して管下全州を中心と移したものなどがあり、それらは既に五代に行はれた先例に従つたものと思はれるが、尙その外に先例のない新たな方式のものが見出される。

開寶三年に澤州を直屬に移された昭義節度使は五代以來潞州を會府とし、澤州を唯一の巡屬とする藩であつた。従つて澤州を取られた昭義は會府の潞州のみとなつたわけである。藩鎮は二州以上から構成せられる原則であるから、一州のみとなつた藩鎮は廢藩せられ、従つて節度使は防禦・團練・刺史の、何れかに降される可きであり、五代末迄は忠實に此の原則が守られて洩れなく降されてゐた。然るに宋の太祖は潞州を降格してゐない。従つて此所に一州長官として藩道を領しない節度使が生れたわけで、かかる節度使はたゞ歴史的傳統の高い格式が與へられてゐたにしても直屬の防禦使・團練使・刺史等と同列の一州長官として明かに藩鎮たる實體を失つたものである。州の上に立つて州を統轄する藩が二州以上の原則に破綻を來したことは結局藩鎮制に破綻を生じたことを意味する。やがてこれが増加普及すれば、名稱としての節度使は残され乍ら實質的には消滅して行く外ない。一州節度使の出現は大唐以來の藩鎮細分化による抑藩政策の極致としての直屬州が、それ迄の防禦州・團練州・刺史州に更に節度使州をも加へたものとして愈々細分政策がその大詰に近づいたことを示し、その意味で昭義の澤州の直屬は藩鎮制解體過程に於ける劃期的處置であつたと云へる。事實此の一州節度使制の出現を機として藩鎮體制は一舉に解體に向ひ、幾何もなくしてその長い横暴跋扈の歴史を閉ぢるのである。

續資治通鑑長編八卷一太平興國二年八月戊申の條に

詔。懷州直屬京。長吏得自奏事。

とあるは、太宗即位後に於ける始見の直屬處置であるが、懷州は孟州を會府とする河陽節度使の唯一の巡屬であるから、懷

州の直屬は河陽節度使を一州節度使たらしめたわけである。此の處置が太祖の昭義の例に倣つたものであることは云ふ迄もないが、太宗は只單に先例を引いて若干數の一州節度使を作らんとしたのではなく、全藩鎮を一州化する手始めとして行つたものの如くである。宋會要・職官三節度使の項には懷州直屬の事情を説明して次の如く記してゐる。即ち太宗は即位の初め小府監高保寅を以て知懷州に任じた所、彼はかねて建國の最高元勳たる河陽節度使の趙普と仲違ひしてゐたので、事毎にその抑へる所となり、支郡として直達權のない彼は只抑へられるがままに從ふ外なく、終に意を決し節鎮の支郡領有は一切廢止すべしと上言した。そしてその結果が懷州の直屬處置となつたものであると云ふ。此れは最高元勳の節鎮を一州化することによつて他の節鎮をも檄はしめんとした太宗の策略であつたに相違なく、果して懷州の直屬を見た保平軍（五代の保義。陝・虢二州）の巡屬虢州の刺史許昌裔も亦節度使杜審進の闕失を訴へ出たので、太宗は右拾遺李澣を遣して實情を調査せしめるのこととした。李澣はその調査報告に於いて

節度領支郡。多俾親吏掌其關市。頗不便於商賈。滯天下之貨。望不令有所統攝。以分方面之權。尊獎王室。亦強幹弱枝之術也。

と述べ、節鎮の支郡統攝は商品流通を阻礙すること、強幹弱枝の中央集權體制を妨げること等をあげて支郡の一切を直屬とす可しと進言した。よつて天下の諸藩に命じ支郡を悉く直屬とせしめ、「天下節鎮無復領支郡者矣」となつたと云ふ。即ち懷州の直屬をきつかけとして忽ち節鎮の一州化が全面的に推行せられることとなつたのである。但し全節鎮の完了迄には尚しばらく年數を要した様である。太平興國二年の右支郡返上命令の詔に見える節鎮名は、靜難（邠・寧、慶は直屬す）、彰義（涇・原・渭・武等）、保大（鄜・坊等）、彰武（延・丹等）、保平（陝・虢等）、山南東道（襄・均・房等）、武勝（鄧・唐等）、鎮寧（澶・濮）、歸德（宋・亳）、天平（鄆・齊等）、橫海（滄・德等）、彰信（曹・單）、平盧（青・淄・登・萊）、泰寧（兗・海・

沂・密)、永清(貝・冀・博)、義成(滑・衛)、成德(鎮・深・趙)、義武(定・祁等)など十八藩、凡そ四十餘州にすぎず、既に一州化してゐた河陽・昭義を別とするも、尙約二十藩數十州が除外せられてゐる。その理由は未だ的解を得ず、後考に俟つ外ない。尙又此所に擧げられてゐる十八藩四十餘州も此の時一齊に直屬が處置せられたのでは無い。續資治通鑑長編及び宋會要には共に此の支郡直屬のことを述べた記事の中に

實錄。興國七年五月辛丑。又書。詔以涇州直屬京。不知何也。今削去不著。然最須考之。

とて、實錄を引き、五年後の太平興國七年に又涇原節度使に對する直屬施行の詔が出されてゐるのは不可解であると云つてゐるが、此れは實行がおくれてゐたので重ねて命令したものであらう。元豐九域志^二河北路の永靜軍の條に

同下州永靜軍治東光縣

唐景州。周降爲定遠軍隸滄州。皇朝太平興國七年。以軍直隸京師。景德元年改永靜。

とあつて、先の太平興國七年の直屬例に對し、六年の直屬例が見えてゐる。然も此れは先の陝西に對して河北である。支郡の一律直屬化が太平興國二年の決定から完了迄に少くとも五年を費し、七年に尙殘されたままの藩があつたことを知る。然し此の七年を以て略々終了したものの如くである。續資治通鑑長編^三卷二太平興國七年十月の條に

唐藩鎮皆置邸京師以大將領之。謂之留後。後改爲上都知進奏院。五代以來。支郡不隸藩鎮者。聽自置邸。隸藩鎮者則兼領焉。國初緣舊制。皆本州鎮署人爲進奏官。^中及支郡不復隸藩鎮。逐各置邸。^略是月始令供奉官張文瓈等。簡閱進奏院官・知後官・副知等凡二百餘人。得一百五十人。並補進奏官。每人掌二州或三州軍監事。

とあつて、藩鎮制と聯關して發達した進奏院の制度を改め、諸州一律に直屬となつた新體制に即應して進奏院を建直してゐるのは、此の時一律直屬化が略々完了したことを示すものと云へよう。

宋の支郡直屬化が太平興國二年に全國に對する通規として發令せられ、舊領域に於いて七年迄に終了せられたとすれば、地方列國を併合して得た新領域に對しても同様の處置が行はれる筈のものであつたことは更めて云ふ迄もない。開寶八年に滅した南唐、その三年後の興國三年に併合した吳越、更にその翌四年に滅した北漢などの故地に對し支郡直屬の處置を命じた詔が特に出された形迹の見出せないのは、興國二年の通規設定によつて特にさうした特詔を出す必要が無く、從つて實際に發令せられなかつことによるものと思はれる。州の上に立つて此れを統轄する藩鎮が唐代安史の亂を機として内地に普遍に列置せられてからその横跋扈に苦しみ、内亂の連續になやみ通して來た中國も、宋の太平興國七年を最後とするその全面的解體によつて救はれたわけであるが、此の間實に三百二十七年（七五六～九八二）の長きに及んでゐる。

餘言

以上、本稿に論述した所を要するに、安史の大亂を機として地方行政が二州以上統合の藩鎮により全面的に支配せられ、その横跋扈に國運さへも絶えずやさぶられるに至つた唐代に於いて、特殊地域に設けられた極めて少數の例外的な直屬州は、五代に入ると中央の抑藩政策に取入れられて廢藩や支郡削奪の直屬州の出現増加となり、更に宋代に入ると藩鎮制の解體を意味する一州節度使制の新設と相俟つて直屬制の急進展を促し、太宗の太平興國二年乃至七年の間に天下全州の直屬、藩鎮の實質的消滅を達成し得たのである。この直屬問題は燕翼貽謀錄卷一藩鎮屬州直隸京師の項に

唐末藩鎮諸州。聽命帥府。如臣之事君。雖或因朝命除授。而事無巨細皆取決于帥。與朝廷幾於相忘。太平興國二年。右拾遺李翰極言其弊。太宗皇帝始詔。藩鎮諸州直隸京師。長吏自得奏事。而後天下大權盡歸人主。潛消藩鎮跋扈之心。とある如く、既に宋人によつて指摘せられており、ここに論述した所はかうした直屬問題を、直屬州の徹底による藩鎮消滅

の現象的経過過程に限定して多少詳細につきとめんとしたもので、爾餘の問題には一切ふれず、その意味で本稿は直屬州の研究としては未だ不完全なものと云はざるを得ない。强大な藩鎮がそのままの姿で健在しておれば、その後退を招來する直屬州の發展を拱手傍観する筈は無く、從つて此れが推進せられたに就いては推進を可能ならしめた諸條件の成立發展が藩鎮制の内部にも生じてゐた筈で、先づそれら諸條件の検討究明が必要である。藩領の細分化は確に一條件であるが、只此だけで説明し盡せる程單純なものではない。藩鎮の權限は兵民財の三權にわたつて絶大であり、從つてその解體を導いた直屬制推進の條件も此の三面に跨つて複雑に發展してゐたと見なければならぬ。兵制の面では禁軍の強化とその屯駐・就糧制の發展、外鎮兵の統轄、廳直軍や廂軍等が問題であり、民政の面では幕職官や軍將系吏僚の制度が大きく關係してをり、財政の面では先にも一言した如く租庸司（三司）と州との直達直下や嘗て詳考した上供・留使・留州も聯闊ある大きな問題で、更にそれらと直接間接に關係を有つ問題も頗る多い。直屬州の研究が有つ意義は此れら多數の關聯問題を究明することによつて初めて明確となるであらう。

宋初に終了した直屬州の全般化は宋の中央集權的行政制度の樹立に於いて、最初に解決せらる可き基本事業の成功であつた。然しそれは基本事業にすぎず、此の基本の上に尙幾多の改革を積み上げてこそ初めて中央集權制度の確立を成就し得るものであった。先づ悉く直屬化した州の長官を節度使・防禦使・團練使・刺史等の武官職から文官職に移し、更に此の武人長官の下に著しく軍政化せしめられてゐた州の行政機構と人事とを文治主義に改革する必要があつた。又藩鎮の消滅によつて天下三百數十州と中央政府との中間に在つて方面的行政を大きく統轄して行く中間行政機關を失つたので、それに代る新たな地方最高の行政機關を地方分権に陥らぬ形で設定する必要があつた。かうした地方行政の新たな問題を宋はどの様に解決して行つたか、直屬州の問題はさうした數々の課題の解明とも聯闊して考へなければならぬ。宋代の路・府州軍監制や監司・

知州事・通判や所謂幕職州縣官、更には三班制など、宋代の文治主義官僚制度を云々する爲めに何を措いても明かにせられなければならぬ幾多の問題は何れも直屬州に聯關して居り、早急の究明が望まれるのであるが、後日を期して筆を擱く。

(九州大學文學部教授)

發してゐるのは、何れも失敗の例である。

(1) 冊府元龜卷六 錢選部・條制門 開成五年十一月の條の嶺南節度使盧鈞の奏文に「臣當管二十二州」とあり、同書卷六 牧守部・公正門に「桂管二十餘郡、州據而下至邑長簿尉三百員。絲吏部而補者什一」とあるは二十州以上管轄の例である。

(2) 資治通鑑卷五九 唐紀・乾寧元年七月の條に

彭州本西川巡屬也。中。州民皆知西川乃其太府。

とあり、その胡註に

巡屬諸州。以節度使府爲太府。亦謂之會府。

とある。

(3) 拙著「支那中世の軍閥」六四頁にその呼び方を示す若干例を列舉してゐる。

(4) 資治通鑑卷五九 景福三年八月の條に

時諸將爲刺史者多貪暴。獨池州團練使陶雅寬厚。云々。
とあるは武人刺史の多かつたことを傳へる一記事である。

(5) 元和十四年に滅した平盧節度使李師道の十二州を天平・平盧・齊海の三道に分つたのは成功の例、長慶元年六月に幽州盧龍軍節度使の九州を三道に分割せんとして反抗せられ、後梁の貞明元年三月、魏博天雄軍節度使の六州を二分せんとして叛亂を誘

藩鎮體制と直屬州　日野

(6) 渤海が直轄領を十五府に分ち、府の下を州に分ち、十五府を以て約六十州を統轄せしめるのは、唐の藩道州の制に倣つたものであり、十五府の何れにも屬さず、中央に直轄する獨奏州を三州おいてゐるのも、唐の直屬州に倣つたものに相違なく、獨奏とは專奏・專達・直達等と同じ意味の用法と思はれる。

(7) 實力的遮斷の證例は後文に多數引用する。

(8) 資治通鑑卷二五 大曆十三年十二月の條。

(9) 冊府元龜卷九 帝王部 敕宥門、文苑英華卷二八 編制等にも同記事が見え、編制は十八日の條に繋けてゐる。

(10) 舊五代史卷三 莊宗紀・同年十月の條、冊府元龜卷一六 帝王部・立制度門・同年九月の條等に同記事あり。

(11) 盛行の状は資治通鑑卷七三 同光二年四月の條に
上。勅旨未頒。省牒頻下(胡註)。省牒。謂租庸使所下文書)。
云々。

と示されてゐる。

(12) 唐方鎮年表卷 同州の項參照。

(13) 資治通鑑卷二 貞元二年十一月辛丑の條。

(14) 食出界糧に就いては別に詳考する必要があるが、藩兵が中央

(15) の要請で自藩の域外に出征した時、域外に出た途端から支給せ

られる中央度支からの手當で、平時在藩中の手當の三倍（今の四倍）に當つてゐたと云ふ。

(16) 神策禁軍の屯駐と關聯した臨時的な直屬州があつたのではないかと思はれるが、未だ該當する州を見出しえない。

(17) 泰寧の本來の領州は兗・海・沂・密の四州であるが、海州は吳國に没してゐた。

(18) 五代會要卷二 州縣分道改置に同記事あり。

(19) 繢資治通鑑長編卷一 太平興國二年八月戊辰の條に直屬制の由來に聯關して同じ記事を掲げてゐる。

(20) 此の頃になると巡屬の變動が可成り多く、從つて右にあげた支郡も悉く確實であるかどうか保し難い。大體を知る参考として敢て記したものである。